

令和4年第4回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年4月20日(水) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 山 本 長 栄
3 番 松ノ木 睦 男
4 番 新 田 善 男
5 番 舛 澤 誠 一
6 番 細 川 仁
7 番 堂 屋 剛
8 番 木 村 正 美
9 番 山 崎 忍
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 田 村 國 彦
雫 石 藤 村 博 志
雫 石 福 崎 公 博
雫 石 徳 田 雅 博
御 所 米 澤 晃
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 高 橋 浩 之
西 山 柿 木 一 明
西 山 松 本 光 正
御明神 南 野 久 晃
御明神 木 村 久 雄
御明神 夷 森 和 人

4 欠席した委員

推進委員 御 所 吉田 光彦
御明神 砂壁 純也

西山 山田 裕明
御明神 伊藤 庄一

5 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第4号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

第5号 適用外証明願に対する可否決定について

第6号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

第7号 令和3年度雫石町農業委員会活動計画の点検・評価について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 川村 佳樹

開会時刻 午後1時54分

議 長 只今から令和4年第4回雫石町農業委員会総会を開会します。
本日の出席議員は農業委員11名、推進委員13名、計24名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立します。
会務報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局から説明が終わりました。
次に、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りします。本件は、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には6番、細川仁委員、7番、堂屋剛委員、書記には事務局の高橋係長、川村主任を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りします。この総会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定しました。
日程第3、報告第1号から日程第5、報告第3号まで一括で行います。事務局の説明をお願いします。

高橋係長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございますか。

8番 木村委員 第5条許可処分の取り消しについて、理由の説明がありましたが、もう少し具体的に説明いただきたいと思います。

川村主任 今日の審議案件の5条1番、5条2番と適用外に関係してくる取り消しになります。
報告でもお伝えした通り、令和3年12月15日付で5条の転用許可がおりていたものですが、改めて地積測量を行なった際に隣接する親

族の住宅が若干はみ出していたことが発覚し、新しく5条転用で提出された方がそれだと必要ないところまで売買して家を建てることになってしまうので、いったん取消し、改めて地積測量を行って隣接地の方に適用外をした上で宅地としてお渡しする分と、今回5条転用する分と分けるため、5条をいったん取消したものです。

8番 木村委員 そうすると、今日の案件の中でまた出てくるといことですね。分かりました。

上村局長 面積を修正したうえで改めて申請するものです。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで報告第1号から第3号を終わります。
日程第6、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定を議題とします。
事務局の説明を求めます。

川村主任 ただ今上程されました議案の内容について説明いたします。
番号1 〇〇が所有する田15筆、畑2筆、面積計39,736㎡について、〇〇と〇〇のため、使用貸借の更新をしようとするものです。
以上説明しました案件に係る調査書を添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。
以上で説明を終わります

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問や意見はありますか。

(なし)

議 長 なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
日程第7、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請

に対する意見決定について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

川村主任

ただ今上程されました議案の内容について説明いたします。

番号1 ○○が所有する田2筆、面積計4,194㎡について、○○用地として○○整備のため、○○と売買しようとするものです。

場所は参考資料にあります『5条：○○・○○』となっている所で、○○から南東へ約1km向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料をご覧ください。

本件は、○○の現在の○○が手狭となり、○○さんが所有する農地へ○○や○○などを移転する計画ですが、計画面積も妥当であり、市街地に隣接した小集団の農地であることから第2種農地に区分され、代替性がないことから農地転用許可基準を満たしているものと思われ

ます。
番号2 ○○が所有する 田1筆、面積346㎡について、○○新築のため、転用しようとするものです。

場所は参考資料にあります『5条：○○・○○』となっている所で、○○から東へ約300mの場所です。詳細な位置などは参考資料をご覧ください。

こちらの案件は、○○さんが○○を新築する計画ですが、計画面積も妥当で、10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、○○等で集落接続して設置されることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われ

ます。
以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に現地確認報告の番号1を舛澤委員にお願いします。

5番 舛澤委員

4月14日に私、徳田推進委員、高橋推進委員、伊藤推進委員の5班4名と事務局で現地を確認して来ました。

それでは、番号1について報告いたします。

現地を確認したところ、牧草畑として適切に管理され、申請箇所には分筆後の境界杭が設置されており、また、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ましたので、問題ないものと思われ

ます。
なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

議 長

続きまして、番号2を高橋推進委員にお願いします。

高橋推進委員

番号2について報告いたします。

現地を確認したところ適切に保全管理され、申請箇所には分筆後の

境界杭が設置されており、また、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ましたので、問題ないものと思われます。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問や意見はありますか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定しました。
日程第8、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定を議題とします。本案件は、利用権設定の番号10、一括方式の番号1から番号7までが農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当しますので、これに該当しない案件と分割して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、分割して審議いたします。
初めに利用権設定の番号10、一括方式の番号1から番号7までを除いた案件を一括で審議します。事務局の説明を求めます。

川村主任 ただ今上程されました議案の内容について説明いたします。
始めに、利用権設定の計画内容について説明いたします。
所有者名と土地について順に読み上げます。
番号1 ○○が所有する、田3筆、面積計6,445㎡について、○○から○○に利用権を移転するものです。
番号2 ○○が所有する、田3筆、面積計5,503㎡について、○○と、
番号3 ○○が所有する、田13筆、面積計22,447㎡について、○○と新規に利用権を設定するものです。
番号4 ○○が所有する、田3筆、面積計5,628㎡について、○○と利用権を再設定するものです。
番号5 ○○が所有する、田4筆、面積計9,607㎡、

番号6 ○○が所有する、田1筆、面積500㎡について、○○とそれぞれ新規に利用権を設定するものです。

番号7 ○○が所有する、田1筆、面積3,293㎡について、○○と、

番号8 ○○が所有する、田6筆、面積計9,747㎡、

番号9 ○○が所有する、田4筆、面積計6,983㎡について、○○とそれぞれ利用権を再設定するものです。

番号11 ○○が所有する、田1筆、面積5,651㎡について、○○と利用権を再設定するものです。

番号12 ○○が所有する、畑2筆、面積計30,451㎡について、○○と、

番号13 同じく○○が所有する、畑2筆、面積計7,576㎡について、○○とそれぞれ新規に利用権を設定するものです。

番号14 ○○が所有する、田13筆、面積計14,044.44㎡について、○○と利用権を再設定するものです。

次に、一括方式の内容について説明いたします。

こちらの議案は農地中間管理機構たる(公社)岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

番号8 ○○が所有する、田1筆、面積4,923㎡について、○○と、

番号9 同じく○○が所有する、田1筆、面積1,036㎡について、

○○と、

番号10 ○○が所有する、田3筆、面積計8,705㎡、

番号11 ○○が所有する、田1筆、面積1,935㎡、

番号12 ○○が所有する、田5筆、面積計10,683㎡について、○○と、

番号13 ○○が所有する、田3筆、面積計3,385㎡について、○○と、

番号14 ○○が所有する、田4筆、面積計7,160㎡について、○○と、

番号15 ○○が所有する、田6筆、面積計7,464㎡について、○○と、

番号16 ○○が所有する、田12筆、面積計25,720㎡について、○○と、

番号17 ○○が所有する、田4筆、面積計4,801㎡について、○○とそれぞれ農地中間管理事業の一括方式により、新たに利用権を設定するものです。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

以上で説明を終わります。

- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問や意見はありますか。
- 8番 木村委員 初めて聞くので、〇〇はどのような会社か説明していただきたいと
思います。
- 議長 私も少し関わったので私の方から説明します。〇〇でも農地を借り
てやっている会社で、〇〇にある法人です。結構大きく農業をやっ
ているようです。
農作物の販売もしたりしていて、一度会って話をした事がありますが、やる気があって是非やらせてくださいと言っていました。
- 8番 木村委員 どのくらいの規模でやっていて年間の販売量や収穫量など今資料が
ありましたら説明をお願いします。
- 議長 資料はたぶん無いと思いますが、主にネギをやっているようです。
- 8番 木村委員 そうすると、この〇〇の土地もネギ栽培に使う予定でしょうか。
- 議長 栗石でもおそらくネギをやると思われます。
- 高橋係長 創立は平成16年、経営内容は水田が372aで農草地在265a、借入地
は水田が437aあります。牛舎も二つ持っているようです。
- 7番 堂屋委員 牛の関係で名前を見るが、規模はちょっと分からない。
- 8番 木村委員 事務局も大変かと思いますが、初めて出てくる法人などはどのよう
な企業なのかももう少し委員に分かるような説明をお願いしたいです。
判断が付かない事もあるかと思うので、説明を受ける側が分かるよ
うに説明をお願いします。
- 川村主任 こちらも情報不足でお答え出来なかった部分があるのですが、こち
らは中間管理事業を利用されてきて、中間管理事業の一括方式という
もので出てきたものです。法人であっても認定農家とみなされる方が
受けられるもので、農地コーディネーターから紹介されて、こちらへ
の貸借ということで今回、申請を受理したところでした。
こちらでもどういった会社か、お答えできなければなりませんでし
たが、今後そういったところも気を付けて申請の受理をしたいと思
います。
- 議長 他にございませんか。

(なし)

議 長

なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
利用権設定の番号 10、一括方式の番号 1 から番号 7 までを除いたものについて、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「挙手多数」

議 長

挙手多数ですので、ただいまの議案は原案のとおり決定しました。
次に、利用権設定の番号 10 を審議いたします。この案件については、〇〇委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事に参加ができませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

川村主任

ただ今上程されました議案の内容について説明いたします。
利用権設定の計画内容について説明いたします。
番号 10 〇〇が所有する、田 3 筆、面積計 6,467 m²について、〇〇と新規に利用権を設定するものです。
こちらの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており許可相当であると認められます。
以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問や意見はありますか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し採決に入ります。
利用権設定の番号 10 について原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、ただいまの議案は原案のとおり決定しました。

(〇〇委員着席)

議 長

次に、一括方式の番号1から番号7を審議いたします。この案件については、私に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与ができませんので、この議案の審議が終結するまで退席します。

尚、議長は雫石町農業委員会規程第4条により、会長が欠けたときは、会長の職務代理者が職務を代理するとありますので、木村正美会長職務代理者に議長をお願いします。

(岡森喜与一会長退席)

(木村正美会長代行議長席へ)

議 長

岡森会長が退席しましたので、暫時議長を務めます。
それでは、事務局の説明を求めます。

川村主任

ただ今上程されました議案の内容について説明いたします。
一括方式の内容について説明します。

番号1 ○○が所有する、田8筆、面積計13,543㎡、

番号2 ○○が所有する、田9筆、面積計21,405㎡、

番号3 ○○が所有する、田1筆、面積3,003㎡、

番号4 ○○が所有する、田7筆、面積計11,669㎡、

番号5 ○○が所有する、田4筆、面積計6,491㎡、

番号6 ○○が所有する、田2筆、面積計4,721㎡、

番号7 ○○が所有する、田9筆、面積計23,365㎡について、○○と農地中間管理事業の一括方式により、新たに利用権を設定するものです。

こちらの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問や意見はありますか。質問や意見はありますか。

(なし)

議 長

なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
一括方式の番号1から番号7について原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、ただいまの議案は原案のとおり決定しました。

(岡森喜与一会長着席)
(木村正美会長代行自席へ)

議 長 日程第9、議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定について議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任 ただ今上程されました議案の内容について説明いたします。
本案件は、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものでありますので所有者の氏名を省略し、利用権の設定を受けるものについて説明いたします。
番号1 田3筆、面積計7,408㎡について、〇〇に、
番号2 田2筆、面積計3,493㎡について、〇〇に、
番号3 田23筆、面積計31,860㎡、
番号4 田8筆、面積計11,279㎡について、それぞれ〇〇に(公社)岩手県農業公社が利用権を設定するものです。
備考欄に記載のとおり、これまで別の借受人に配分されておりましたが、事情により権利を移転するものです。
本案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われまます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問や意見はありますか。

8番 木村委員 今回権利を移転する〇〇さんですが、農業を辞めるのか、それとも面積が多すぎて手が回らなくなったなど事情の説明をお願いします。

川村主任 〇〇さん自体は農業を辞める訳ではありません。
〇〇さんと言う方が〇〇さんから受けてこちらを行い、お互いに借り受けている農地を配分し自分がやりやすいところを集約するという事で、今回の再配分という形で出てきています。作業効率を考えてお互いに了承した上で今回の申請となっています。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し採決に入ります。

議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。
日程第10、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

川村主任 ただ今上程されました議案の内容について説明いたします。
番号1願出人は 所有者の〇〇、願出の土地は、田2筆、面積計41.56㎡です。
場所は参考資料にあります『適用外：〇〇』となっている所で、先ほどの5条申請で審議されました〇〇さんと〇〇さんの農地に隣接する場所です。
非農地となった事由は、農地法の手続きが必要な土地とは知らず、隣地所有者が親族のため境界が不明瞭のまま住宅の建築が行われ、隣接する宅地と一体的に利用がされてきたとのこと。
なお、現地は宅地の一部として家庭菜園や花壇等が整備され利用されている状態でした。
以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を添えておりますが、非農地となってから20年以上経過し、農地に復旧することは困難であり、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われまます。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認報告を徳田推進委員にお願いします。

徳田推進委員 番号1について報告いたします。
申請地を確認しましたが、事務局からの説明のとおり状況であり、現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。以上で報告といたします。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問や意見はありますか。

8番 木村委員 先ほどの5条許可処分の取り消しと関係があると思いますが、どこを見たら良いかわからないので、もう少し細かく説明をお願いします。

川村主任 参考資料の色が塗ってある所の上の大きな囲みの部分です。5条の取り消し前の土地は、外枠で全部囲った部分になります。

色を塗っている上の大きく囲っている部分と下の三角の部分は5条で農地転用を行う所になります。「適用外」と書いている所はブドウ棚が設置されている部分で、隣の所有者が宅地として使用していた部分です。それと擁壁沿いに赤い杭が見えると思いますが、分筆して適用外として申請してもらった部分になります。

元々の大きな土地を3筆に分けて5条の申請部分、適用外の部分などそれぞれに改めて申請してもらったところです。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第5号は、証明することに決定しました。
日程第11、議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

川村主任 ただ今上程されました議案の内容について説明いたします。
昨年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、7月20日に行った農地有効利用検討会において「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を9月17日付けで発送し所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、今回、非農地判断の可否についてお諮りするものです。
利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、所有者名と土地の登記地目とその筆数のみ、ご説明いたします。
番号1 ○○が所有する、田1筆。
以上、1件、1筆について、農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定しているところです。
なお、この案件に係る地図等を添付しておりますので、併せてご覧くださいようお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問や意見はありますか。

(なし)

議 長

なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第6号は原案のとおり決定しました。

日程第12、議案第7号、令和3年度雫石町農業委員会活動計画の点検・評価について議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長

ただ今上程されました議案の内容について説明いたします。

農業委員会の状況につきましては、説明を省略させていただき、農地利用最適化の推進に係る事務に関するもので、各項目の現状及び課題については説明を省略させていただきます。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化であります、

2 令和3年度の目標及び実績については、

・集積目標3,848ha、のところで、実績は、現在農林課が県と調整中であるため暫定値ですが3,750ha、うち新規実績が52.6ha、達成率が97.4%でございます。こちらの数値については確定次第修正させていただくことで了承願います。

3 目標の達成に向けた活動については

活動実績を、「町農政部局と連携し貸出希望農家に対し農地中間管理事業の制度説明等を行い、担い手への農地集積・集約を図った」

4～3月 農用地利用権設定等促進事業の実施、農地中間事業への誘導とさせていただきました。

4 目標及び活動に対する評価については、

目標に対する評価を、「今後は農地集約をさらに進めていく必要がある」、活動に対する評価を「貸出希望農家等に対し農地中間管理機構を通じて、規模拡大希望農家への集積が図られているが、今後も人・農地プランの実践により活動することが必要である」といたしました。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進であります。

2 令和3年度の目標及び実績でございますが、参入目標2経営体対し実績は3経営体。達成状況は150%。参入目標面積1.6haに対し実績2.6ha、達成状況は162.5%でございます。

3 目標の達成に向けた活動でございますが活動実績は、「随時、新規就農者の相談を受けている。」といたしました。

4 目標及び活動に対する評価でございます。

目標に対する評価は、「経営体数及び参入面積とも目標を達成できた」とし、活動に対する評価は、「取り組みが参入実績に繋がっており、今後も継続して取り組む必要がある」といたしました。

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

2 令和3年度の目標及び実績でございますが、解消目標 2.0ha に対し解消実績 3.9ha、達成状況 195%でございます。

3 2の目標の達成に向けた活動でございます。

活動実績について、委員及び農業委員会協力員の皆様の御協力を頂きまして、活動計画のとおり農地の利用状況調査、農地利用意向調査、その他の活動を実施いたしまして、最終的に確定した遊休農地の面積等について1号遊休農地は、89筆 16.8ha。2号遊休農地は、4筆 3.7haとなっております。

4 目標及び活動に対する評価でございます。

目標に対する評価は、「解消目標 2.0ha に対し 3.9ha と目標を達成している。また、再生不能な農地については非農地判定を行った」活動に対する評価は、「農地パトロールや農家への指導を行い、新規発生の抑制に努めた」といたしました。

Ⅴ 違反転用への適正な対応でございます。

2 令和3年度実績でございますが、実績 0ha 増減なし。

3 活動計画・実績及び評価でございますが、活動実績を

6～7月 農地利用状況調査と併せて農地パトロールを実施

随時毎月の総会案件に係る現地確認に併せてパトロールを実施

とし、活動に対する評価は「違反転用防止活動は適切と判断される」といたしました。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますがお目通し願います。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございます。

こちらにつきまして、農業委員及び推進委員の皆様から頂いた御意見をまとめとところ、後継者不在による出し手増加、担い手不足、圃場の維持管理問題等の解消、経営安定所得対策についてご要望やご意見がありましたが、各項目の課題に記載している内容と重複していること、また経営所得安定対策に関するご意見は農政の観点であることから「なし」とさせていただきます。

Ⅷ 事務の実施状況の公表等については記載のとおりでございます。

以上で、令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価について説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問や意見はありますか。

(なし)

議 長 なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
 議案第7号、令和3年度雫石町農業委員会点検・評価について、原案
 のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第7号は、原案のとおり決定しました。
 以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。これをもちまし
 て本日の会議を閉会します。大変ご苦労さまでございました。

閉会時刻 午後2時54分

以上が令和4年4月20日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員
会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 4 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 6 番

7 番
